

### 3 基本計画



※SDGsとは、Sustainable Development Goalsの略、2015年の国連サミットで採択された、2030年を期限とする先進国を含む国際社会全体の17の開発目標。すべての関係者（先進国、途上国、民間企業、NGO、有識者など）の役割を重視し、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指して、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むもの。

## 基本方向1 めくもりと笑顔あふれる思いやりのまち

※右のアイコンは、SDGs（国連サミットで採択された国際社会全体の17の開発目標）のうち、本項目に関連のあるものを示しています。



### (1) 地域福祉の推進

#### 現状と課題、今後の方向性など

- ・近年、地域との関わりが希薄化し、地域福祉の活動を行っている人が固定化・高齢化し、次の若い世代に受け継がれないとともに、新たな人材が発掘されにくくなっています。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、生活は大きく変化しましたが、住民一人ひとりの意識の醸成が重要であり、新たな様式や創意工夫による地域福祉を再構築する必要があります。
- ・最も身近な地域福祉の担い手である民生委員の活動を通じ、社会福祉協議会をはじめ地域の関係機関と連携・協働のもと、支援を必要とする方の相談に応じ、情報提供や必要な援助につなげています。さらに、今後、人と人との交流、世代間の交流を活性化していくとともに、地域資源を最大限に活かし、だれもが共に見守り支え合いながら暮らしていける地域共生社会の実現に向けた地域づくりが必要です。
- ・近年全国各地で発生している大規模災害を受け、災害時における地域福祉および地域コミュニティの重要性が改めて見直され、現在取り組んでいる災害対策基本法に基づく避難行動要支援者名簿による情報共有や、自主防災会長、民生委員・児童委員が中心となった要援護者の支援体制の整備など、さらなる拡充が求められています。
- ・ワンオペ育児（子育てと家事を1人でこなす状態）、ダブルケア（子育てと介護が同時期に発生する状態）、障がいのある人の親の高齢化、8050問題（ひきこもりの長期化による親子の高齢化）など、世帯全体の「複合・複雑化した課題」や既存の支援制度では対応が難しい「制度の狭間の問題」が増えています。今後は、移動手段や買い物、権利擁護など生活上必要な支援体制の構築を図り、社会参加の可能性の創出や生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制を整備する必要があります。また、今後多様化する住民ニーズに対応するため、サービス提供事業者などと連携し、安心して利用できる福祉サービスを確保する必要があります。



## 主な取り組み

### ①地域福祉活動の担い手の育成

- ・地域福祉に関する意識啓発
- ・地域福祉に関する学習機会の提供
- ・ボランティア活動の促進、人材育成の推進
- ・地域福祉活動団体との連携、活動支援

### ②見守りと支え合いの地域づくり

- ・小地域におけるネットワークの構築
- ・地域における見守り、交流活動の促進
- ・地域資源の活用促進
- ・災害時における要援護者支援体制の整備
- ・社会福祉協議会との連携による地域福祉の推進

### ③自立を支援する環境の整備

- ・福祉サービスに関する情報の提供
- ・権利擁護の推進と虐待防止
- ・生活支援体制の充実
- ・包括的相談支援体制の強化
- ・就労支援体制の充実

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
ボランティア研修会参加人数	69人※	90人	100人
災害ボランティアコーディネーター養成講座 修了者数(累計)	48人	70人	150人

※平成30年度数値



## (2) 健康づくりの推進

### 現状と課題、今後の方向性など

- ・母子保健事業、予防接種事業、健康増進事業、一般介護予防事業などにより、子ども、成人、高齢者とすべての世代を対象に、各種健（検）診や健康相談・健康教育を実施し、疾病の早期発見や早期治療、疾病の予防など健康の保持・増進に努めています。今後、生活習慣病予防に加え、心の問題への取り組みの充実が必要となるほか、自発的な健康づくりに向けた継続的な支援が必要であり、そのため、医師会や歯科医師会、病院とのさらなる連携を推進します。
- ・健康相談については、禁煙、骨粗しょう症等の病態別や総合的な健康についての相談を行っています。また、健康教育については、メタボリックシンドローム予防教室の実施や、歯周疾患についてがん検診時に集団や個別健康教育に取り組んでいます。今後、高齢化の進行や、ライフスタイルの変化による食生活、運動習慣、ストレスなどに起因する生活習慣病※1（特に、糖尿病、腎臓病）予防や重症化予防の取り組みを充実するとともに、住民自らが生活習慣病予防へ取り組み、行動変容するよう支援の充実が必要です。
- ・平成20年度から、笠松町国民健康保険加入者を対象に実施している特定保健指導の受診率は、30%台と低水準で推移しており、実施計画目標に達していない状況です。今後は、さらなる受診率向上を目指し、広報啓発に努めるなど、受診率向上につながる取り組みが必要です。
- ・学校給食のレシピを町公式ホームページに掲載することで、保護者に対して成長期に必要な栄養のある食事を啓発し、家庭における食事の参考にするなど、食育を推進します。

※1 生活習慣病：食生活、運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣が、その発症や進行に関与する疾患の総称。



## 主な取り組み

### ①健康づくりに取り組む環境づくり

- ・健康相談、健康教育の充実
- ・特定健診の推奨
- ・各年齢に応じた健（検）診の実施
- ・健診結果に基づいた事後指導体制の拡充
- ・感染症予防対策の推進

### ②生涯を通じた健康づくり

- ・健康づくりに関する活動団体の育成、支援
- ・健康づくりの場や機会の環境整備の充実
- ・心の健康づくりの推進
- ・食育※2の推進
- ・かかりつけ医づくりの促進

※2 食育：さまざまな経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てること。「食育基本法」では、食育は生きる上での基本であって、知育、徳育および体育の基礎となるべきものと位置づけられている。

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
健康相談の回数・参加者数	68回 / 391人	80回 / 850人	80回 / 1,200人
健康教育の回数・参加者数	39回 / 2,426人	42回 / 3,400人	42回 / 3,400人
特定健診受診率（実績値）	38.1%	60.0%	60.0%
骨粗しょう症検診受診率	—	11.6%	15.0%



### (3) 高齢者福祉の推進

#### 現状と課題、今後の方向性など

・高齢者が生きがいを持って笑顔で暮らしていくことができる社会を推進するため、高齢者向けの講座を通じて学習意識の醸成を図るほか、いきいきクラブ連合会の活動支援や、シルバー人材センターの運営の支援をおこなっています。今後も高齢者が住み慣れた地域で健康でいきいきと安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。

・高齢者の生活を支える支援体制として地域包括支援センター※1を中心とした地域包括ケア体制を整備し、介護保険その他の保健福祉サービスに関する相談、権利擁護に関する相談、高齢者虐待に関する相談などをおこなっています。また、地域包括ケアシステムの構築推進のため、新たな包括的支援事業として、認知症対策、在宅医療・介護連携の推進、地域ケア会議の開催、生活支援体制の整備を進めています。今後も、家族構造の変化から、独居や高齢者単独世帯、また、日中独居世帯の増加が見込まれることから、すべての高齢者が地域で自立した生活を送れるよう日常生活の支援サービスの充実に努める必要があります。

・介護予防事業においては、貯筋くらぶ、ふれあいひろば、いきいきクラブの出前講座などの介護予防普及啓発事業と、食生活改善連絡協議会の支援などの地域介護予防活動支援事業を実施しています。要介護認定者の割合は、現状では16.8%となっており、介護予防事業をより一層推進し、要介護状態の抑制を図る必要があります。

※1 地域包括支援センター：地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備（包括的、継続的マネジメント事業）、④高齢者の虐待の防止や早期発見および権利擁護事業の4つの基本的な機能を持つ総合的なマネジメントを担う中核機関。



## 主な取り組み

### ①時代に合った高齢者の地域での活動や生きがいづくりの推進

- ・地域活動やボランティア活動への支援
- ・高齢者の多様な交流の場の支援
- ・高齢者の就労、就業の支援
- ・生涯学習の取り組みの推進

### ②高齢者の生活を支える支援体制の整備

- ・地域包括支援センターを中心とした地域包括ケア体制の整備
- ・サービス事業者との連携強化
- ・高齢者福祉サービスの提供
- ・高齢者に関する相談や情報提供

### ③介護保険の適正な運営

- ・介護保険やサービスに関する情報提供
- ・介護予防事業の推進
- ・介護保険事業計画に基づいた適切なサービス提供体制の整備
- ・質の高いサービス提供に向けた支援

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
要介護認定者の割合	16.8 %	19.8 %	21.9 %
認知症サポーター※2 養成講座受講者数 (累計)	1,622 人	2,045 人	3,000 人
ふれあいサロン設置数	13 か所	18 か所	18 か所
ふれあい喫茶 (認知症カフェ) 設置数	3 か所	3 か所	4 か所

※2 認知症サポーター：「認知症サポーター養成講座」を受講し、認知症を正しく理解した上で、認知症の人や家族をあたたく見守る応援者として日常生活のなかで支援をする人のこと。



## (4) 障がいのある人の福祉の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

・人権教育や人権啓発の推進をしていくとともに、ノーマライゼーション※1の理念、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」にある不当な差別的取扱いの禁止および合理的配慮に基づき、障がいのある人たちと共に生きていくための知識や理解が進むよう学ぶ機会が必要です。また、障がいのある児童に対するサービス支援体制の強化を図り、早期発見からリハビリテーションなどの支援につなげるなど、一貫した療育の充実が必要です。

・障がいのある人が生きがいを持って生活できるよう、雇用の促進に向けた取り組みや、一人ひとりに適した就労に向けた職業訓練体制の充実を図るとともに、地域の各種活動参加に向けた取り組みを進めています。国や県と連携し、障がいのある人の支援体制強化を図り、一般就労に繋がる取り組みが求められています。今後、基幹相談支援センター・相談支援事業所などの連携の強化や、地域生活支援拠点の整備を進め、障がいのある人だけでなく、その家族も安心して生活ができる体制を構築していきます。

※1 ノーマライゼーション：障がいの有無や性別、年齢の違いなどによって差別をされることがなく、主体的に、当たり前、生活や権利が保障された環境を整えていくという考え方

## 主な取り組み

### ①障がいの有無に関わりなく安心して暮らせる環境づくり

- ・障がいや障がいのある人に対する理解の促進
- ・障がいの早期発見、早期療育の推進

### ②障がいのある人の生活を支援するサービスの充実

- ・障がいのある人に対する相談、支援体制の整備
- ・障がいの特性に応じたサービス利用への支援
- ・自立した生活に向けた生活支援サービスの提供

### ③障がいのある人の社会参加の促進

- ・障がいのある人の雇用の促進
- ・文化、スポーツ、レクリエーション活動の促進
- ・障がい者団体への活動支援

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)
相談件数	71 件	90 件	345 件
障がい福祉サービス(在宅・施設)利用者数	239 人	300 人	410 人



## (5) 子ども・子育て支援、幼児教育の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

・平成31年から子育て世代包括支援センターを設置し、令和7年度からは「こども家庭センター」として母子保健と児童福祉機能の連携をより強化したセンターとし、妊娠期から子育て期間まで切れ目のない伴奏型の支援を行っています。また、母子健康手帳の交付、妊婦健診、産後健診・産後ケア事業、乳幼児健診、乳幼児教室、プレママクラブ、マタニティ・育児相談、新生児聴覚検査費助成などを実施し、健やかな妊娠、出産、健全な乳幼児の成長・発達など母子の健康管理に努めています。

・学校保健と連携を図り、生活習慣病予防意識の高揚を図り、生活習慣病の予防・早期改善に取り組んでいます。また、子ども医療費助成を実施し、0歳から18歳年度末までの子どもがいつでも安心して医療サービスを受けられる環境を整備しています。

・育児相談・マタニティ相談を3会場で毎月実施、電話相談を随時実施しています。また、保育所の環境整備の支援をおこなっているほか、通常の保育に加え、延長保育・一時保育・療育支援・広域入所などを実施しています。現在、待機児童はいませんが、3歳未満児の入所希望が増えており、共働き世帯の増加とあわせて入所希望者の増加が見込まれ、保育士確保など体制整備に努める必要があります。

・放課後児童クラブは、平日の放課後や夏休みなどの長期休業期間中に保護者の就労などで家庭において適切な監護が得られない小学校1年生から4年生までの児童（学校休業日にあつては、小学校1年生から6年生までの児童）に対し、家庭に代わる生活の場を確保し、適切な遊びや集団活動、生活指導を通じ児童の健全育成を図っています。特に、長期休業中は、通常の利用者に加え長期休業のみの利用者も入所するため、指導員の確保など体制強化に努める必要があります。

・令和3年度に「こども館」が新しく開館し、従来の乳幼児親子対象の「地域子育て支援拠点」としての機能に加え、「18歳未満の全ての子どもが自由に利用できる居場所」としての役割も併せ持つ施設として、子ども・子育て支援サービスの充実を図ります。また、こども館開館と同時に、子どもの権利を保障し、自由な意思表明を目的とする「子どもの権利条例」を施行し、新こども館が子どもの意見の尊重や主体的な活動の促進を実現する場として位置付けられ、これまで利用したことのない子どもたちや保護者にとって馴染みのある場所になるよう、学校や民間子育て団体などと連携しながら周知に努めていきます。また、平成24年4月から羽島市・岐南町と、広域でファミリー・サポート・センター事業を開始しており、引き続き、育児の援助を行いたい方と育児の援助を受けたい方が会員となり、会員相互の援助活動の利用促進と情報提供を図っていきます。さらに、乳幼児から小学校3年生までの児童が、病気または病気の回復期において集団保育などが困難であり、保護者の就労などにより、家庭における育児・看護が困難な場合に受け入れを行う病児・病後児保育の体制強化に努め、子育て支援サービスを充実します。

・障がいのある子どもに対するサービス支援体制・相談支援機能の整備を図るとともに、障がいの早期発見・リハビリテーションなど療育の充実が求められており、障がいのある子どもやその家族が地域で安定した生活を送ることができるサポート体制を整えるなど社会資源の充実が必要です。また、令和2年度より子ども家庭総合支援拠点を開設し、原則18歳までのすべての子どもと家庭を切れ目なく継続的に支援しています。年々増加する虐待などの事例に対処するため、

保育所（園）・幼稚園・学校・主任児童委員や民生委員・児童委員などの関係機関との連携を図り、児童虐待の防止および早期発見、早期対応を図る必要があります。

## 主な取り組み

### ①子どもや母親の健康の確保・増進

- ・母子保健事業の推進
- ・生活習慣病予防の推進
- ・医療費助成の継続的な実施

### ②保育・子育て支援サービスの充実

- ・子育てに関する相談、支援の充実
- ・子育て世代包括支援の実施
- ・各種保育サービスの充実
- ・病児、病後児保育の充実

### ③幼児教育の充実

- ・幼稚園との連携の強化
- ・認定こども園※1の普及に向けた研究と検討
- ・幼児期を支える家庭教育への支援

### ④地域における子育て支援の充実

- ・地域子育て支援拠点（こども館）の機能充実
- ・18歳未満の子どもや保護者の居場所・交流の場づくり
- ・地域における子育て支援機能の強化

### ⑤支援が必要な子育て家庭への支援の充実

- ・ひとり親家庭への支援の充実
- ・児童虐待の防止と早期発見、早期対応
- ・障がいのある子どもへの相談、支援の充実

※1 認定こども園：幼稚園と保育園の両方の良さを併せ持ち、教育・保育を一体的に行う施設のこと。

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
新生児聴覚検査費用助成件数	139件	140件	180件
子育て支援講座参加者数	1,035人	1,200人	1,400人
ファミリー・サポート・センター利用者数	220人	242人	264人
地域子育て支援拠点（こども館）乳幼児親子等の利用者数	9,186人	10,500人	17,600人
中高生の居場所（こども館）利用者数	—	323人	363人



## (6) 人権尊重社会の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

・平成19年12月に「道徳のまちづくり条例」を制定し、住民一人ひとりが道徳への認識を高め、人と人とのつながりをつくり、自ら社会づくりに参加し、お互いを尊重する道徳的風土づくりの取り組みを進めてきました。今後もその取り組みにあたっては、住民の主体性の尊重、町内会、ボランティア団体など各組織との連携を図り、町内の新たな動きと呼応した取り組みに配慮しながら、「道徳のまち笠松委員会」で提起された「笠松のこころ」を育むため、「道徳のまち笠松推進会議」を中心とした活動を支援し、意識啓発に取り組んでいきます。

・以前に比べ性別による固定的な役割分担意識は減少し、男女共同参画社会に関する関心度・認知度も高まりつつありますが、社会通念における考え方の理解がどこまで進んでいるかが課題となっています。また、女性登用率や男性の育児休業取得などは、職場や家庭などの比較的規模の小さい組織においては成果が現れたとはいえないのが現状です。「第3次男女共同参画プラン（令和元～5年度）」に基づき、推進体制の充実強化を図るとともに、性的少数者（LGBT※1など）への正しい理解を深めるための啓発により、女性、多様性を持った人材が活躍できるよう、男女共同参画の取り組みを一層推進する必要があります。また、平成28年4月施行の「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき策定した「特定事業主行動計画（令和3～7年度）」により、男女が共に活躍する社会の醸成に向けた積極的な取り組みが必要です。

・人権尊重に対する住民の理解を深め、人権が尊重される社会を実現するため、様々な機会を通じて、人権教育・人権啓発活動を進めています。また、女性に対する様々な暴力をなくすため、「DV※2防止対策基本計画（令和元～5年度）」に基づき、DV防止の啓発、相談事業などの取り組みを推進するほか、研修会や地域活動の展開により、人権に係る諸問題への正しい認識と理解を深めることが必要です。

・子どもの権利条約に基づき、子どもの権利の内容、大人の役割、子どもの責務などを定めた「笠松町子どもの権利に関する条例」を令和3年12月に制定し、すべての子どもたちが夢と希望を持って自由に生き生きと育つことができるよう進めています。すべての人が子どもの権利を理解し、社会全体で共有できるよう、こどもの権利について普及啓発の取り組みが必要です。また、学校生活や社会全体で子どもが自らの意見を表明し、それが尊重される環境を整備していくことが求められています。

※1 LGBT: lesbian (レズビアン、女性同愛性者)、Gay (ゲイ、男性同愛性者)、Bisexual (バイセクシュアル、両性愛者)、Transgender (トランスジェンダー、性別越境者) の頭文字をとった単語で、セクシュアルマイノリティ (性的少数者) の総称のひとつ。

※2 DV (ドメスティック・バイオレンス) : 夫婦や恋人など親しい人間関係のなかで起こる暴力を言い、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。

## 主な取り組み

### ①積極的な人権教育や啓発の推進

- ・ 道徳心やマナー向上に向けた意識啓発
- ・ 人権意識を高める学習機会の提供
- ・ 人権教育指導者や町職員の意識の向上
- ・ 子どもの権利の学習機会の提供

### ②多様性に配慮した環境づくりの推進

- ・ LGBT に配慮した環境づくりの推進
- ・ 男女共同参画に関する意識啓発
- ・ 政策、方針決定の場への女性の積極登用
- ・ 事業所などにおける仕事と家庭生活の調和の推進

### ③人権が尊重される環境の充実

- ・ DV や虐待などのあらゆる暴力の根絶
- ・ 人権に関する各種相談体制の充実
- ・ 子どもの意見を聴く仕組み作り
- ・ 子どもの権利に関する相談体制の充実

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)
各種審議会などにおける女性委員の割合	27.3 %	30.0 %	35.0 %
人権啓発などの活動件数	18 件	25 件	30 件



## (1) 学校教育の充実

### 現状と課題、今後の方向性など

・学校教育は、生涯にわたる学習活動の基盤であり、子どもたちが社会の一員として持続可能な社会を担っていくためには、先哲の考えを手がかりに自ら考え、行動する力の育成やたくましく生きていくための健康や体力を育むことが求められています。そのためには、情報化社会の中で未知の状況にも対応できる思考力・判断力・表現力などの育成が必要となってきますが、今日の教育現場を取り巻く状況は刻々と変化しており、誰もが安心して楽しく学ぶ学習環境づくりなど解決せねばならない課題も多く、保護者や地域住民の学校教育に対する要望も増加するとともに多様化しています。

・本町では、子どもたちの学ぶ意欲や豊かな人間性を育むため、地域との協働を推進し、特色ある学校づくりを進めてきました。今後は、さらに地域との協働を推進するなかで、子どもたちが自らキャリア形成を図る力や、持続可能な社会の担い手となるために必要な資質・能力を育むため、ICT教育、ふるさと教育※1、キャリア教育※2などを進めていきます。特にICTの活用については、授業や学習の中で生成AIを用いて学びの選択肢を増やすことも進めていくとともに、タブレットドリル等を用いて知識及び技能の習熟を図ることができるように、個別に最適な学びの実現に向けて取り組んでいます。また、ふるさと教育については、コミュニティースクールを活用して、多様な地域の人々の協力を得た実践を行っています。その中で、地域の人々と関わりながらふるさととの未来を自分事として考え、課題を見だし情報を収集し、できることを整理し実行しています。

・国際理解教育については、子どもたちが多様な他者との関わりをもちながら日本と諸外国との違いを理解し、多言語・多文化を受け入れられるよう交流機会を提供します。そして、SDGsに即した国際理解教育の推進を通して、子どもたちの課題を解決する力や共生力を育てていきます。

・学校施設の耐震化率は、平成25年度に100%になりましたが、各学校ともに施設の老朽化が進み、安心して学べる教育環境の整備が必要となっています。現在の施設の維持・管理を適切におこない長寿命化を図ると同時に、非構造部材の耐震化やバリアフリー化を含めた計画的な改修を進めていきます。

・給食の時間を通じて健康な体をつくることを学び、児童生徒の発達段階に応じて、望ましい食習慣・食生活についての理解と実践力がつくように指導しています。また、給食の献立を、授業内容に関連させたもの、本に出てくるもの、外国のもの、郷土料理など児童生徒が興味関心を高められる工夫をすることで、豊かな心を育みます。

・いじめ・不登校の解消に向けた取り組みについては、各学校において対策をとっていますが、引き続き、各学校と協議・連携し、いじめの解消や不登校の児童生徒に対する学びの保障に向けた取り組みを強化する必要があります。

※1 ふるさと教育：地域の魅力を探求することにより、ふるさとへの愛着と誇りを持ち、地域の未来を担う資質・能力を育てる教育のこと。

※2 キャリア教育：児童生徒一人ひとりの勤労観や職業観を育てる教育のこと。

## 主な取り組み

### ①安心して学べる教育環境の整備

- ・学校施設の長寿命化の推進
- ・安心して安全な学校給食の提供の継続
- ・地域との連携、協力による教育環境基盤の充実
- ・児童生徒の安全の確保

### ②子どもの「生きる力」を育む教育の実現

- ・確かな学力の定着
- ・多様性や協働性を重視した道徳や人権教育の推進
- ・健康で健やかな体づくりの推進
- ・夢を描くキャリア教育の推進
- ・情報、環境、ふるさと、国際理解教育の推進
- ・給食センター、学校、家庭が連携した食育の推進

### ③地域ぐるみの教育の推進

- ・コミュニティスクールのさらなる推進
- ・地域の歴史、伝統文化を尊重した教育の推進
- ・各学校の主体的事業に対する支援の充実
- ・学校教育における地域人材の活用

### ④きめ細やかな教育環境の確立

- ・特別支援教育※3に関する環境整備の推進
- ・いじめの解消や不登校の児童及び生徒に対する学びの保障に向けた取り組みの強化
- ・教職員研修への支援

※3 特別支援教育：障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導および必要な支援を行うもの。

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
学校給食における県産野菜の使用割合 (%)	16.0 %	20.0 %	20.0 %



## (2) 青少年の健全育成・若者支援の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

・インターネットなどの利用に関するトラブルや核家族化の進行、不登校や引きこもり・ニートの増加など青少年を取り巻く環境や抱える問題は一層深刻化しています。今後も、町内の子どもの居場所づくりの推進と体験学習の場の提供、地域の人や異なる年齢の子とのふれあいを目的に設立された「こどもわくわく広場実行委員会」の支援をはじめ、各種社会教育関係団体や地域社会、行政との連携を通じて、青少年健全育成および青少年活動の活性化に取り組み、青少年（中学生など）が参加できる地域活動・ボランティア活動の充実や、活動への参加・参画、あいさつなどのモラル・ルール・マナーを大切にした地域ぐるみの道德教育を推進していきます。

・青少年海外派遣事業として、平成27年12月に笠松中学校が姉妹校提携したイナラハン・ミドルスクール（グアム）へ中学生を派遣し、学校間および生徒間の交流を実施しました。今後も異文化体験を通じて国際感覚を養い、国際化に対応した人材の育成を推進していきます。また、地域間交流事業として、笠松中学校生徒を国内に派遣し、学校間および生徒間の交流の推進を図ります。

### 主な取り組み

#### ① 青少年の地域活動への参画支援

- ・学校、家庭、地域との連携の強化
- ・青少年の健全育成に向けた意識啓発
- ・青少年を有害環境から守る活動の促進
- ・青少年の非行防止への啓発

#### ② 青少年が活発に活動できる環境の整備

- ・青少年団体の活動支援
- ・国際交流活動の推進
- ・地域間交流活動の推進
- ・世代間交流や親子交流の促進
- ・青少年の地域活動への参加促進

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
わくわく広場の参加率	71 %	74 %	77 %
中学校卒業時の英検3級合格者数の割合	22.0 %	50.0 %	35.0 %
地域間交流派遣生徒の満足度	新規事業	95 %	100 %



### (3) 生涯学習の充実

#### 現状と課題、今後の方向性など

・多くの方が生涯学習に取り組めるよう、ITの活用など時代のニーズに合った設備投資や設備更新などの環境整備をおこなっています。今後、施設の老朽化による改修や施設利用の運営方法、講座への参加方法などの検討を進め、学習に取り組みやすい利用環境の整備を進めていきます。

・生涯学習講座は、初心者が基礎を学び、その後の学習のきっかけとして生活に潤いと楽しみを与え、多くの人とふれあう機会を提供することを狙いとして実施しています。学習メニューについては、幅広い分野から選択していただけるよう努めていますが、時代と住民ニーズに合った学習メニューの導入を検討する必要があります。

・学習意欲の高揚を図るため生涯学習講座を提供し、学習活動を継続して希望する方には、サークル化を勧めるなど、主体的な学習活動の支援をおこなっています。

#### 主な取り組み

##### ①生涯学習に取り組める環境づくり

- ・ITを活用した学習情報の提供
- ・生涯学習に取り組みやすい施設、利用環境の整備

##### ②多様な生涯学習機会の提供

- ・ライフステージや学習ニーズに応じた多様な学習機会の提供
- ・家庭の教育力向上に向けた親子教室、家庭教育学級への支援
- ・現代的課題に関する学習機会づくり
- ・地域固有の歴史、文化に関する学習機会づくり

##### ③主体的な生涯学習活動の活性化

- ・クラブ、サークル活動への支援
- ・生涯学習に関するリーダーの育成と活用
- ・学習成果を活かす機会や場の提供

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
生涯学習講座受講者数	423人	450人	450人
交流センター・下羽栗会館利用者数	85,640人	85,500人	91,350人



## (4) スポーツ活動の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

・スポーツ活動を推進するため、広報紙、ホームページなどを利用して、幅広く情報提供に努めていますが、今後、各種団体自らが情報発信できる環境づくりが求められています。また、スポーツ・運動施設の改修・修繕について、安全かつ安心してスポーツを楽しめるよう総合的かつ計画的な施設整備が必要です。

・生涯スポーツ活動を推進するため、指導者の育成や各種スポーツのすそ野を広げていく具体的な方策を検討するとともに、生涯スポーツの振興やレクリエーション機会の拡充に一層取り組む必要があります。

### 主な取り組み

#### ①スポーツに取り組める環境づくり

- ・スポーツ活動に関する情報の提供
- ・スポーツ施設、運動施設の整備
- ・学校体育施設の開放および有効利用
- ・プロスポーツチーム、トップアスリートとの交流の推進

#### ②生涯スポーツの推進

- ・スポーツ活動に関する指導者の育成
- ・各種スポーツ事業の普及、充実
- ・誰もが楽しめるスポーツ活動の推進

#### ③主体的なスポーツ活動の促進

- ・スポーツ協会やレクリエーション協会との連携による各種団体、クラブの育成
- ・スポーツ少年団への支援、育成
- ・自主運営の促進および活動組織の整備

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
主な体育施設利用者数	122,735 人	140,735 人	155,735 人
町民大会参加者数	930 人	970 人	1,500 人



## (5) 歴史・文化の継承と活用

### 現状と課題、今後の方向性など

・岐阜県の重要無形民俗文化財に指定された「大名行列お奴保存会」「円城寺芭蕉踊保存会」などの支援などを通じて、歴史・文化の保存と継承を推進しています。町の歴史・文化を多くの人に知っていただくため、より一層保存・継承に努めていくほか、各種イベントを通じて、小中学生の積極的な参加を促し、後継者の育成に取り組むことが必要です。

・町文化協会やNPO法人など民間の団体による文化財・歴史の継承活動が活発におこなわれています。今後も、住民が気軽に歴史・文化に触れられる機会を増やすため、講演会・歴史探訪など住民主体の活動に対して積極的な支援をしていきます。また、笠松力検定や鮎鯨街道などへの参加をはじめとしたふるさと教育を実施していきます。

### 主な取り組み

#### ①歴史・文化の保存と継承

- ・未指定文化財の調査および発掘の促進
- ・町の歴史、文化を伝える資料の収集、保存
- ・伝統芸能の継承
- ・文化財保護活動への支援

#### ②文化芸術に触れる機会の充実

- ・文化財保護意識の高揚
- ・歴史や文化を活かした住民活動の活性化
- ・ふるさと教育のさらなる推進
- ・歴史や文化を活かしたまちづくりの推進
- ・資料保存のシステム化による文化財情報などの提供

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
大名行列お奴子供の参加人数	40人	42人	44人
笠松力検定(ビギナー検定)合格率	58.6%	70%	90%



## (1) 農業の振興

### 現状と課題、今後の方向性など

- ・ 農業者の高齢化が拡大するとともに後継者が不足している状況であることから、認定農業者などの担い手をいかに増やしていくかが今後の課題の1つとなっています。また、令和元年度から「農地中間管理事業法」の改正により農地集積円滑化団体が農地中間管理機構に一本化され、適用区域が農業振興地域から市街化調整区域まで拡大されることになったため、該当地域の農業者と今後のあり方について検討の必要があります。
- ・ 経営耕地面積が小規模な稲作を中心とした兼業農家が多く、高齢化による農業者の減少により、担い手や地域で支える持続可能な営農形態の構築が求められています。
- ・ 農業の基盤となる土地改良施設の老朽化が進んでおり、農業水利施設などの整備・改修の必要があります。

## 主な取り組み

### ① 都市農業の推進

- ・農業体験などを通じた農地の有効利用の推進
- ・農産物の地元消費の促進

### ② 農業経営基盤の強化

- ・特産品開発によるブランドづくりの推進
- ・地産地消※1の推進
- ・需給動向を見据えた稲作農業の推進

### ③ 農業生産基盤の整備

- ・遊休農地の利用促進および耕作放棄地の解消
- ・かんがい排水事業の推進
- ・農地の面的集積利用などの促進
- ・農地の集積集約への取組促進

※1 地産地消：地域でとれた農作物などを地域で消費すること。地域農業の振興や、安全・安心な食品の購入、環境負荷の低減など、さまざまな波及効果が期待できる。

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
認定農業者※2数	2人	2人	5人
遊休農地の面積	1.2 ha	1 ha	1 ha
集積面積	21 ha	30 ha	70 ha

※2 認定農業者：経営改善を図ろうとする農業者が自ら農業経営改善計画を作成・申請し、①市町村の基本構想に照らして適切であり、②その計画の達成される見込みが確実で、③農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切である、との基準に適合する農業者として、市町村から認定を受けた者。



## (2) 商工業の振興

### 現状と課題、今後の方向性など

- ・商工会事業・経営基盤強化事業・会館運営事業の支援として、商工会に助成し、各種融資制度および利子助成制度を実施しています。平成 28 年度に「小規模事業者の支援に関する法律」に基づき、小規模事業者の事業の持続的発展を支援する体制を整備する「経営発達支援計画」を商工会が作成し、国から認定を受けました。また、民間事業者と連携し、創業支援をおこなっていく取り組みを応援する「創業支援計画」を作成し、平成 29 年 5 月に国からの認定を受けています。
- ・「生産性向上特別措置法」に基づき「導入促進基本計画」を策定し、平成 30 年 6 月に国の同意を得たことにより、「先端設備等導入計画」を策定した中小企業者を対象に、固定資産税の特例などの支援を実施しています。また、経営発達支援計画・創業支援事業計画および導入促進基本計画により、町内の創業者および中小企業者への支援を一層強化していきます。
- ・働く意欲を持つあらゆる人が、能力を十分に発揮できる仕事に就けるよう、就労環境の変化に対応した支援を行う必要があります。
- ・平成 28 年度より岐阜連携中枢都市圏の事業として、産官学連携交流会の広報をおこなっており、平成 28 年度から岐阜大学、令和元年度から岐阜聖徳学園大学と包括的連携協定を結ぶなど、産官学の連携を強化しています。
- ・人口減少や高齢化の進展、インターネット取引の拡大などにより、中小小売店・サービス業では、新たな経営手法が求められています。

## 主な取り組み

### ①新たな事業活動への支援

- ・起業に向けた支援の充実
- ・新規事業の導入企業や異業種転換企業の支援

### ②経営体質の強化

- ・経営相談や講習会などを通じた助言、指導
- ・各種融資制度の周知および活用促進
- ・情報技術の活用による情報発信と経営の効率化
- ・事業承継、事業譲渡などの取り組みの促進

### ③商工業活性化に向けた支援の充実

- ・商工会との連携強化による中小企業の経営基盤強化
- ・産官学の連携や異業種間の交流による研究、学習機会の拡充
- ・各種団体活動の育成、支援
- ・共同化、協業化による活動や事業展開への支援

### ④就労を支援する環境の整備

- ・若者から高齢者、障がいのある人に対応した幅広い就労支援の実施

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
商工会 新規会員数	7 人	10 人	10 人



### (3) 観光・イベントの推進

#### 現状と課題、今後の方向性など

・地域資源（木曽川・笠松みなと公園・笠松競馬場や馬など）を活かし、商工会やかさまつまちづくりイベント実行委員会と連携し、季節のイベントを開催することで、まちの風物詩として町内外から多くの人を集め、にぎわいと交流を創出しています。また、平成 28 年 3 月に大型複合遊具「かさまるくん」の整備をはじめリニューアルした笠松町運動公園に加え、平成 31 年 3 月のサイクリングロードの完成により、広域的な集客施設が整備され、交流人口の拡大につながっています。

・地域活性化施策として、ふらっと笠松を観光拠点の中心地として位置付け、笠松競馬場等を観光施設とした賑わい創出を創り出すとともに誘客に繋げるための環境整備を行います。

・平成 21 年策定の「リバーサイドタウンかさまつ計画」に基づき、町の資源を活かした魅力づくりを進めるため、木曽川沿いのサイクリングロード整備やトンボ池の再生など河川敷の憩い空間整備を実施してきましたが、令和 5 年度に笠松みなと公園が都市・地域再生等利用区域の指定を受け、今後も更なる魅力を創造していきます。また、既存イベントのブラッシュアップや民間主導によるイベントを活性化し、誘客につなげるとともに、町内事業者の経常的な収益、ひいては町の産業振興に発展させていくことが求められます。



## 主な取り組み

### ①町の資源を活かした魅力づくり

- ・ SNSなどを活用した観光、イベント情報の発信
- ・ 町の特産品の発掘と「ふるさとかさまつ宅配便」による魅力発信
- ・ 住民との協働によるネットワークの拡充
- ・ 広域連携による観光資源のネットワークの強化

### ②観光・交流イベントの活性化

- ・ 民間との協働による町の魅力発信と観光プロモーションの推進
- ・ 地域特性を活かした新たなイベントの開催
- ・ 民間主導によるイベント開催の推進
- ・ ふらっと笠松を観光拠点の中心地に設定

### ③リバーサイドタウンかさまつ計画の推進

- ・ 河川空間を活用したまちづくりの推進
- ・ 地域資源を活かした特色ある事業の創出
- ・ 都市・地域再生等利用区域（笠松みなと公園）による地域活性化の推進

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
観光・イベント情報ホームページ閲覧者数	14,085 人	17,000 人	100,000 人
SNS による情報発信件数	54 件	120 件	700 件
笠松みなと公園でのイベント開催日数	—	29 日	34 日



## (4) コミュニティ活動と活発なまちづくり活動の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

・町内会が地域の中心的組織として活動し、地域の助け合いや社会教育の場としての機能を担ってきました。しかし、ライフスタイルや価値観の多様化などを背景に、町内会離れが進み、町内会加入者が減少しているほか、町内会役員の高齢化の進行などにより、身近なコミュニティ活動の継続が困難になりつつあります。このような状況の中で、令和6年に笠松町町内会加入促進及び活動推進に関する条例を制定し、今後、より一層のコミュニティ活動への理解と参加を促進し、活性化を図る必要があります。

・地域コミュニティによる協働のまちづくりを推進するため、住民や団体自らが実施する公益的な活動に対し「笠松町協働型町民活動促進事業補助金※1」による支援のほか、コミュニティ活動の活性化を図るため、町内会、子ども会、ボランティア活動などの団体に対し、施設を無料で貸し出すなど支援をおこなっています。今後は、これらの支援を継続するとともに、協働の理念のもと活動する団体の掘り起こしも必要です。また、町内のNPO法人数は5団体あり、多様な分野における活動が創出されていますが、NPO法人の積極的な活動促進と、助言・相談機能の強化を図る必要があります。

・平成21年度にスタートした「まちの駅」をきっかけとして、住民による自主的なまちづくり活動が積極的に進められるようになり、各種の団体との連携を相互に取りながら、イベント実施などの協力体制が確立されつつあります。一方で、キーパーソンとなる団体の代表者や参画する人が固定化し、その輪が広がらない現状も見受けられ、まちづくり活動を担う人材の育成が求められます。

・地方自治体を取りまく情勢が厳しさを増すなか、これまでの行政主導のまちづくりから、住民や地域と協働したまちづくりへの転換を図るため、平成29年には岐阜大学と、令和元年には岐阜聖徳学園大学と包括的連携に関する協定を締結し、連携のための地盤を整備しました。今後は、地域社会に貢献する人材の育成や地域課題の解決に向けた共同研究の展開など、大学の知的・人的資源とのより一層の連携に努めていく必要があります。

・まちの活力を維持していくためには、町の魅力を高め、町内外へ情報を発信し、多様な人々との関わりを増やすことが大切です。また、移住定住を考える方の状況は様々であることから、その状況に応じて多面的にサポートする必要があります。

※1 笠松町協働型町民活動促進事業補助金：住民協働のまちづくりを推進するため、各種団体が主体的に実施する公益性のある活動に要する経費に対する補助金。

## 主な取り組み

### ①コミュニティづくりに向けた意識づくり

- ・町内会加入促進と活動の重要性に対する理解
- ・地域行事、活動に関する情報提供と参加促進
- ・町内会活動などへの支援

### ②コミュニティ活動の活性化

- ・各世代における地域リーダーの育成、支援
- ・コミュニティ相互の連携による活動展開への支援
- ・施設の有機的な連携および適正な配置
- ・協働によるまちづくりの推進

### ③まちづくりを進める基盤整備

- ・まちづくり活動を担う人材の育成
- ・まちづくり活動を支援する体制の整備

### ④住民によるまちづくり活動への支援

- ・NPO法人など、まちづくり活動団体の組織化の促進および支援
- ・活動のコーディネート機能の強化

### ⑤官学連携によるまちづくりの推進

- ・まちづくりの課題解決に向けた官学連携による調査、研究の実施

### ⑥移住定住の促進

- ・「関係人口※2」の増加に向けたプロモーションの推進
- ・子育て、暮らし、仕事など関連事業の総合的、効果的な推進

※2 関係人口：地域外から興味や愛着を持って通うなど、地域と継続的に関わりを持つ人口のこと

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
町内会加入率	—	77.5%	80.0%
協働型補助金新規申請団体延べ件数	—	1件	5件
転入者数	1,118人※3	1,250人	1,300人

※3 転入者数：直近5か年の平均



## (1) 計画的な土地利用の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

- ・「笠松町都市計画マスタープラン」および「岐阜都市計画区域マスタープラン」（県決定）に基づき、用途に応じた秩序ある土地利用およびまちづくりの検討を進めています。
- ・岐阜都市計画協議会（岐阜市、瑞穂市、岐南町、北方町、笠松町）において、本区域における円滑な都市計画の推進を図るため、協議会・研修会を実施しています。また、宅地需要や企業の立地需要に対応した受け皿を確保し、用途が混在している地域は、土地利用の純化を図り、適切な土地利用を図るため、平成28年6月に策定した笠松町都市計画マスタープランに土地利用方針を位置付けました。
- ・公共用地の有効活用を図るため、活用する見込みのない普通財産については、平成17年度以降計画的に売却をおこなってきました。利用見込みのない用地の売却と機能的な土地利用の検討を進めるほか、民間の未利用地の活用を促進する環境整備が求められています。

### 主な取り組み

#### ① 良好な住宅・宅地の供給

- ・計画的な土地区画整理事業の推進
- ・土地利用の基礎資料作成に向けての調査
- ・地域の土地利用状況に適した地区計画などの導入に向けての調査
- ・宅地開発の規制や誘導に向けた指導、相談体制の充実

#### ② 利便性を持った生活環境づくり

- ・岐阜都市計画区域マスタープランの見直しにあわせた市街化区域拡大の検討
- ・中心市街地の機能的な土地利用の検討
- ・交通立地条件を活かした新たな流通、生産拠点の整備

#### ③ 土地の計画的な有効活用

- ・国土利用計画の適正化
- ・民間未利用地の活用促進
- ・将来を見据えた土地の先行的な取得および公共用地の有効活用
- ・円城寺厩舎移転にともなう跡地周辺の魅力あるエリアづくりの検討



## (2) 便利で快適な道路網の整備

### 現状と課題、今後の方向性など

・平成28年度に都市計画道路9路線、延長約10kmについて、道路機能の明確化を図り、見直しの必要性、整備優先性に加え、実現性、ネットワークの連続性および代替性について総合的に評価した都市計画道路見直し方針を策定し、都市計画道路見直し方針において変更もしくは廃止の位置づけをした対象路線のうち、2路線の都市計画変更を令和元年度に行いました。また、幹線町道整備計画路線や4m未満の町道において、適正な道路網の整備拡充が必要であります。道路沿線用地確保の際、現行では、沿線土地所有者の負担が多く、用地確保が難航している状況にあり、今後の道路拡幅整備事業のあり方、進め方について検討が必要です。

・羽島用水パイプライン上部利用整備について、歩車道分離など安全な生活道路網の整備を計画的に進めます。また、町道の適正な維持管理のため、舗装劣化か所を計画的に修繕していく必要があります。特に、木曾川右岸堤防道路(町道)については、全線で舗装の劣化が激しく早急な修繕が必要となっており、計画的な修繕を進めていきます。

・道路の環状化など、地域間のネットワーク強化を重視した幹線道路の整備促進を図るため、国や県へ要望をおこなっています。

### 主な取り組み

#### ① 計画的な道路整備

- ・都市計画道路見直し方針に基づいた整備

#### ② 快適な生活道路の整備

- ・幹線町道の改良、整備
- ・機能的で美しい道路修景の推進
- ・歩行者にとって安全な道づくり
- ・羽島用水パイプライン上部利用整備の推進
- ・町道の適正な維持管理

#### ③ 広域幹線道路網の整備

- ・木曾川右岸道路の整備促進
- ・国道、県道の整備促進

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
羽島用水パイプライン上部利用整備延長	1,300 m	2,000 m	2,550 m



### (3) 公共交通体系の充実

#### 現状と課題、今後の方向性など

・公共交通網の空白地帯の解消と高齢者などの交通弱者の移動手段の確保として、公共施設巡回町民バスを運行しています。以前は、公共施設を中心に39か所のバス停にて1時間1運行というわかりやすい時刻表で運営していましたが、バスの2024年問題対策を講じるため、令和7年度より1時間15分運行で公共交通体系を維持しています。しかし、近年の住宅情勢の変化により、新たな公共交通の空白地帯が生じているほか、高齢者などの交通弱者の移動手段の確保が大きな課題となっています。そのため、令和6年3月よりチョイソコカラタンを新たな公共交通として位置づけ、今後は空白地帯の解消に向けた利用促進が求められています。今後もさらに多様化が予想される地域公共交通のニーズに対応するため、デマンドバスの導入など多様な形態の運送サービスの実現が求められます。

#### 主な取り組み

##### ① 地域を結ぶ公共交通網の充実

- ・巡回町民バス、チョイソコカラタンの利用促進
- ・効率的で利便性の高い巡回町民バス路線の検討

##### ② 地域公共交通サービスの拡充

- ・地域の実情にあった新たな交通サービスの導入
- ・鉄道およびバスなどを総合的に活用した公共交通利用促進策の検討

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
公共施設巡回町民バス利用者数	78,849人	80,000人	76,000人
チョイソコカラタン登録者数	—	615人	1,200人





## (4) 良好な住環境の創出

### 現状と課題、今後の方向性など

- ・適正な維持管理がされていない建物や雑草が繁茂する空き地などが増加しており、景観の悪化・防犯・崩落・倒壊、また、悪臭や害虫発生などに対する危惧などから意見や要望などが増加しています。今後も増加することが想定されるため、「笠松町美しいまちづくり条例」に基づき、当該土地の適正管理を指導し、行政として適正に維持管理がされていない建物に対する対策として、「笠松町空き家等対策計画」に基づく空き家等の解消に向けた総合的かつ計画的な取り組みを進めます。
- ・運動公園やサイクリングロードの整備、トンボ池の再生が完了しましたが、引き続き、良好でうるおいのある住環境保全のため、適正な維持管理に取り組む必要があります。
- ・人口減少や節水機器の普及などにともない、水需要、水道料金収入が減少傾向にある中、定期的な漏水調査や定期点検を実施し、水道施設の適切な維持管理に努めていますが、老朽化した施設の更新費用などの財源確保が必要となります。今後、水道料金の見直しも含め、健全かつ安定した事業経営に努める必要があります。

### 主な取り組み

- ①安心して暮らせる住環境の整備
  - ・駅を活かした拠点の整備
  - ・建築指導や相談の実施
  - ・空き家等の発生抑制、除却の支援
  - ・関連部署と連携した空き家等の適正管理、利活用の推進
- ②うるおいのある景観づくり
  - ・美しいまちなみづくりへの支援
  - ・道路や歩道、公共施設における緑化の推進
  - ・都市公園の計画的な整備
  - ・木曽川の自然を活かしたサイクリングネットワークの構築
  - ・住民主体の環境美化活動の活性化
- ③良質な水の安定供給
  - ・水源施設の適切な維持管理
  - ・水道施設の耐震化
  - ・周辺自治体との連携
  - ・水道事業経営の安定化

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
上水道有収率	83.4 %	87.0 %	92.0 %

## 基本方向4 便利で快適に暮らせるやすらぎのまち



### (5) 清潔で快適な環境の整備

#### 現状と課題、今後の方向性など

・公共下水道の整備については、事業計画に基づき効率的に整備を進めていますが、未整備区域（認可区域外含む）の早期下水道整備を推進する必要があります。今後、事業進捗にあわせて適切な認可区域の拡大を図り事業を推進していきます。また、震災時の公共下水道機能を維持するとともに、下水道が果たすべき機能を確保するため、被害の最小化を図る地震対策などの対応が求められています。

・公共下水道事業は、令和元年度より「地方公営企業法」を適用し、経営戦略に基づき経営基盤強化を図っていますが、健全かつ安定した事業経営を行うためには、さらなる事業の効率化に努めるとともに、下水道への接続促進のほか、下水道使用料の見直しなどの取り組みが必要です。

#### 主な取り組み

##### ①計画的な公共下水道の整備

- ・進捗状況にあわせた事業認可区域の拡大
- ・効率的な下水道管渠整備と耐震対策の推進
- ・水洗化の促進と下水道への接続促進
- ・下水道事業経営の安定化

##### ②衛生的な環境の整備

- ・し尿および浄化槽汚泥の適正な収集処理の推進
- ・浄化槽の適正な維持管理への指導
- ・公害防止に向けた対策の強化
- ・社会情勢に即した火葬場施設および墓地周辺環境の整備

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
下水道普及率※1	88.9 %	95.0 %	98.0 %

※1 下水道普及率：総人口に対する下水道利用可能区域内人口の割合



## (6) 循環型社会の構築

### 現状と課題、今後の方向性など

- ・ごみ排出量については、ほぼ横ばいの状況が続いており、町民・行政・事業者が協力して、ごみの発生抑制、物の再利用・資源化を進める必要があります。
- ・ごみの焼却処理は、本来は区域内で処理する必要があるが、平成28年から県外の民間処理施設によりおこなっており、早期に経済性の優れた施設の建設、運営を行うことが必要です。
- ・広報紙による意識啓発、各種支援制度の実施により、環境に配慮した行動などの実践を目指していますが、環境問題に対する意識、行動は住民一人ひとりで様々であり、画一的な施策では解決が困難なため、継続的な取り組みが必要です。
- ・ごみの減量化・資源化を推進するため、町廃棄物処理基本計画に基づく取り組みを実施しています。ごみ排出量、再生利用率などの目標値を達成できる、さらなる施策の展開が求められています。

### 主な取り組み

#### ①環境にやさしいまちづくり

- ・環境にやさしい暮らし方に関する意識啓発
- ・地球温暖化防止対策の推進
- ・環境保護活動団体の育成、支援
- ・環境美化向上のための監視機能の強化

#### ②ごみの減量化・資源化の推進

- ・ごみの減量化の推進
- ・リサイクルと再資源化の推進
- ・わかりやすい分別収集体制の確立と資源回収システムの充実
- ・ごみの適正な排出の推進

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
1人1日あたりのごみ総排出量	892 g	786 g	757 g



## (1) 防災対策の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

・昨今の気象状況の変化、南海トラフ地震、また、木曽川に沿った地域であることによる水害などの懸念により、減災・防災に対する意識が高まるなか、行政として、災害に強い都市基盤の整備、被災時の対応、住民の防災意識の高揚など多方面にわたる減災・防災対策が求められています。予期せぬ災害に対し、さらなる防災意識の高揚、各種災害対応マニュアルの整備、災害に強い基盤整備などを推進するため、大学との包括的連携を活用した対策の見直し強化や、切迫した災害の危機から一時的に逃れることができる場所の提供を民間事業者へ求めるなど、民間団体との連携強化や基盤整備を計画的に推進する必要があります。

・東日本大震災以降、防災・減災に対する住民の意識が高まり、あんしんかさまつメールやホームページ、SNSなどにより、「自分の命は自分で守る」という自助の意識や共助の意識の高揚を促進しています。自主防災会をはじめ、防災士会や地域に立ち上がった各種防災サークルとの連携を強化し、さらなる地域防災力の向上を図る必要があります。

・避難所の運営において、過去の災害では、女性の視点からの運営面での配慮が不足していた経緯から、避難所運営に対して女性の参画が重要であるため、地域において女性の防災リーダーとなる人材の育成を推進する必要があります。

・近年頻発している集中豪雨に対応するため、雨水幹線未整備区間について計画的な整備を検討するとともに、既存の雨水排水施設のうち老朽化した施設の更新や改修を行い効果的な浸水対策を進める必要があります。

・木曽川の河道が浸食などによりサイクリングロードに影響を及ぼすおそれがあるため、国土交通省に対し護岸整備の要望をおこなっています。

・平成25年度に笠松中学校屋内運動場が完成し、学校、保育所などの子どもが使用する施設の耐震化を完了しました。また、防災拠点施設である庁舎の耐震補強工事が平成26年度に完了し、今後は、耐震診断の結果、補強が必要とされている笠松中央交流センター、町民体育館、松枝交流センターについて、施設の長寿命化や統廃合を含め、計画的な施設整備を進める必要があります。



## 主な取り組み

### ①総合的な防災・災害時対策の推進

- ・環境の変化にともなう地域防災計画の見直し
- ・緊急通信体制の充実
- ・施設、設備などの整備
- ・災害時の応援協定の拡充および迅速な復興に向けた体制の整備

### ②地域における防災・災害時対策の推進

- ・防災に関する意識啓発と防災教育の推進
- ・自主防災組織の育成、支援
- ・女性の防災リーダー（防災士等）の育成、支援
- ・地域における防災訓練の実施
- ・災害時要援護者※1の把握と支援体制の整備

### ③水害対策の充実

- ・関係機関との連携強化による都市型水害対策の強化
- ・木曽川の護岸整備などをはじめとする治水事業の促進
- ・雨水幹線未整備区間の整備推進

### ④耐震化の推進

- ・公共施設の耐震化の推進
- ・一般住宅の耐震化の推進

※1 災害時要援護者：高齢者や障がいのある人、子どもや妊産婦、日本語のわからない外国人など、災害時に何らかの手助けが必要な人のこと。

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
Wi-Fi スポット数	6 箇所	15 箇所	20 箇所
災害時応援協定数	31 件	34 件	55 件
総合防災訓練参加率	15.98 %	23 %	30 %
防災士育成事業補助金交付者数	29 人	38 人	53 人
うち女性に対する防災士育成事業補助金交付者数	5 人	8 人	13 人



## (2) 消防・救急対策の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

・大規模な火災や緊急時に備えるため、羽島郡広域連合や消防団などの地域組織と連携し、消防・救急体制を整備しています。関係組織との連携を強化し、消防・救急体制の充実に努めるとともに、消防団などの住民活動を通じ、住民一人ひとりの防火に対する意識の高揚を図る必要があります。

・羽島郡医師会・羽島歯科医師会に加盟する羽島郡内の医療機関において、在宅当番医制で休日の診療を実施しているほか、小児救急医療（夜間）について、岐阜市との協定により、岐阜市民病院内小児夜間急病センター・岐阜市休日急病診療所で対応可能な体制を整備しています。また、住民の安全・安心のため、多くの方が利用する公共施設に AED※1 を設置し、救急・救助資機材の整備に努めています。

※1 AED(Automated External Defibrillator)：自動体外式除細動器。心停止状態になった時に、電気ショックを与えて正常な動きに戻す医療機器のこと。

### 主な取り組み

#### ①火災予防・消防体制の整備

- ・防火意識の高揚と知識の普及
- ・消防団などの地域防災組織の充実
- ・消防施設、設備の整備

#### ②救急・救助体制の整備

- ・講習会などを通じた自主救護能力の向上
- ・AEDなどの救急、救助資機材の整備
- ・救急医療機関の周知と適切な利用の促進
- ・IC患者カード※2の普及促進に向けての検討
- ・近隣市町との連携による第2次救急体制の確立

※2 IC 患者カード：医療機関から入院患者などに発行するもので、氏名、生年月日、既往歴、アレルギーなどの患者情報が入力されている。

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
普通救急救命講習会受講者数	340 人	370 人	400 人



### (3) 防犯体制の強化

#### 現状と課題、今後の方向性など

- ・ 犯罪発生件数は減少傾向となっているものの、依然として犯罪がなくなることはありません。引き続き、防災行政無線やあんしんかさまつメール、SNSなどを用いた意識啓発のほか、犯罪などの情報を共有し、より安全で誰もが安心して暮らせる地域社会づくりを進める必要があります。
- ・ 消費者のニーズが多様化し、インターネットなどを利用した販売、または悪質商法なども巧妙化しているため、被害の未然防止のための知識の普及、消費者被害の救済支援などの取り組みが必要です。
- ・ 地域の安全確保と犯罪抑止機能の向上のため、平成 29 年度から各小学校周辺を中心に、青色回転灯を装備した公用自動車を活用した自主防犯パトロール(青パト※1)の巡回を実施しています。地域の安全・安心のため、青パトを活用した防犯活動を強化し、さらなる地域防犯力の向上を図る必要があります。

※1 青パト：青色回転灯装備車。警察署から自主防犯パトロールの実施を認められた団体が、青色の回転灯を装備した車で巡回を行う。

#### 主な取り組み

- ①犯罪を未然に防ぐ環境づくり
  - ・ 防犯に関する意識啓発と防犯教育の推進
  - ・ 犯罪などに関する情報共有体制の整備
- ②消費者保護対策の推進
  - ・ 消費者知識の普及啓発
  - ・ 消費生活相談の充実
- ③地域防犯活動の育成
  - ・ 防犯活動団体の育成、支援
  - ・ 青パトを利用した防犯活動の強化

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
町内犯罪発生件数	167 件	158 件	150 件

## (4) 交通安全対策の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

- ・ 町内の交通事故は減少傾向となっておりますが、ドライバーや歩行者のさらなる事故防止対策が必要です。今後も交通安全意識の啓発や交通安全情報の提供を実施するとともに、交通事故多発地点や危険な場所などの交通安全施設の整備を進めていきます。また、高齢者が関係する交通事故の割合が高く、高齢者を対象とした交通安全教室の開催など交通安全啓発事業の充実に努める必要があります。
- ・ 高齢者運転免許証自主返納支援として、令和元年度より返納後1年間に限り巡回町民バス使用料の免除を実施しています。
- ・ 子どもを交通事故から守るため、小中学校などへ交通安全教室や交通安全意識向上に向けての活動促進に取り組んでいます。また、警察、羽島地区交通安全協会および3支部と情報共有し、連携を取りながら、住民に対する交通安全啓発に努めています。



## 主な取り組み

### ①交通事故を防止する環境づくり

- ・交通安全に関する意識啓発
- ・子どもや高齢者を対象とした交通安全教室などの実施
- ・交通安全施設の整備

### ②住民主体の交通安全活動の促進

- ・交通安全活動団体への支援
- ・警察署など、関係機関との連携強化

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
人身交通事故件数(高齢運転者事故件数)	65件(15件)	減少(減少)	減少(減少)
運転免許証自主返納者数(累計)	71人	150人	300人



## (1) 住民参加によるまちづくりの推進

### 現状と課題、今後の方向性など

・住民と行政が課題を共有できるよう、広報紙やホームページ、SNS、防災行政無線による正確・迅速な情報提供に努めています。今後も、各種メディアを活用した情報発信や行政情報の積極的な公開に努め、住民が求めるわかりやすい情報の発信をおこなっていきます。

・町の施策に住民の意向を反映させるため、各種審議会や委員会をはじめ、町政懇談会、タウンミーティング、パブリックコメント※1、アンケートなどを通じて意見・要望を聴取するほか、民間やNPO法人、各種団体とのワークショップの実施など、幅広く、意見・要望を聞く機会を設けています。今後も、住民と行政が協働して、政策の形成段階から参画できる機会の充実に努め、協働によるまちづくりを推進していきます。

※1 パブリックコメント：計画などを定める際に、その案を一般に公表して広く意見を求める制度のこと。

### 主な取り組み

#### ① 広報の充実

- ・誰もが読みやすい広報紙づくり
- ・速報性、視認性の高い町ホームページづくり
- ・SNS、地上デジタル放送、データ放送による地域情報の発信
- ・町政情報の積極的な公開
- ・各種メディアへの町情報の積極的な発信

#### ② 協働によるまちづくりの推進

- ・各種審議会や委員会などへの参画機会の拡充および参画促進
- ・町政懇談会やアンケート調査などの継続的な実施
- ・政策決定過程におけるパブリックコメントの実施
- ・行政と住民の双方向による意見交換、情報共有システムの構築

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
町ホームページアクセス数	157,886 回	165,000 回	172,500 回
町公式 SNS 登録者数	2,000 人	3,000 人	17,000 人



## (2) 気配り行政の推進

### 現状と課題、今後の方向性など

- ・ 職員の資質向上および意識の醸成を図るため、職員の人材育成に努めています。職員一人ひとりが、住民の立場に立った親切でわかりやすい対応を心がけ、これまで以上に、各窓口サービスの庁内連携体制を構築し、切れ目のない窓口対応サービスの提供に努めます。
- ・ 一定の分野に精通した深い知識と経験を持つ専門職員の育成を視野に入れ、職員それぞれの能力や個性を活かした適材適所の人員配置を行い、複雑多様化する住民ニーズに迅速・的確に応えられる組織体制の構築に努めます。

### 主な取り組み

#### ① 職員の資質向上

- ・ 親切で親身な対応に向けた職員意識の醸成
- ・ 行政施策の横断的な理解促進
- ・ 職員研修を通じた人材育成の推進

#### ② 質の高い行政サービスの提供

- ・ 住民ニーズを受け止め、すばやく対応する庁内連携体制の整備
- ・ 専門性を高め、活かす職員配置の推進

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
職員研修参加者数の割合	60.4 %	65.0 %	85.0 %



### (3) 効果的な行政運営の推進

#### 現状と課題、今後の方向性など

- ・行政と住民がお互いの役割を見直し、共通の認識を持って適切なパートナーシップに基づいた住民協働による行政運営をおこなっていく必要があります。そのためには、積極的に行政情報を公開することで行政課題を共有し、住民活動に対し側面的な支援に転換するとともに、住民参画の機会を多く設ける必要があります。
- ・行政事務における電算化の進展により、個人情報的高度利用が可能となった半面、個人情報の適正な利用など、個人情報保護の厳格化が求められます。個人情報の適正な取り扱いに関する職員教育、システムのセキュリティ対策の構築など、継続的な取り組みが必要です。
- ・システム間でのデータの適正管理や連携などの作業の負荷軽減を目的に、(財)岐阜県市町村行政情報センターのASP※1サービスである「総合行政情報システム」を導入しTCO※2の削減を図っていますが、RPA※3や電子申請などを活用した事務の負担軽減や、効率化などの業務改善を含めたトータルの電子自治体の推進を図っていく必要があります。
- ・近年急速にデジタル技術が進歩する一方で、人口減少や高齢化をはじめとする課題の顕在化により、行政に対するニーズは多様化・複雑化していくことが予想されます。これらのニーズに対応するためには、既成概念の打破や新たな価値の創造を伴う自治体DX(デジタル・トランスフォーメーション)※4の推進により、行政サービスの質向上と業務効率化を図る必要があります。
- ・「第5次定員適正化計画(令和3～7年度)」に基づき、効率的で効果的な行政運営の維持に努めています。職員のワーク・ライフ・バランスの確保を推進するため、職員の適正配置と職員一人ひとりの質の向上に努め、効率的な行政運営を進める必要があります。
- ・公共施設の多くは老朽化が進んでおり、修繕費用をはじめ、維持管理にかかる財政負担は増大しつつあります。そのため、「公共施設総合管理計画」に基づき、長期的な視点で公共施設の更新、統廃合、長寿命化などを計画的に進める必要があります。
- ・地域が抱える課題や住民ニーズが多様化・高度化するなか、行政内部で不足するノウハウや人材を補完する存在として、教育・研究機関は重要なまちづくりのパートナーです。課題に対する研究のみならず、将来のまちづくりを担う人材の発掘やまちのにぎわい創出に向け、連携を強化していく必要があります。

※1 Application Service Provider : インターネット上でアプリケーションを利用するサービスやその提供者

※2 Total Cost of Ownership: コンピューターの導入や、維持管理にかかるコストの総額

※3 Robotic Process Automation: 事務業務などをソフトウェアに組み込まれたロボットが代行する取り組み

※4 Digital Transformation : デジタル技術の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向へ変化させるという概念

## 主な取り組み

### ①満足度の高い行政サービスの提供

- ・住民本位の住民サービスの向上
- ・住民協働による行政の役割の見直し
- ・個人情報保護体制の強化
- ・住民誰もがデジタル化によるメリットを享受できる取組の推進

### ②効率的・効果的な行政運営の推進

- ・自治体 DX 推進基盤の整備による事務の効率化
- ・教育、研究機関と連携した事務の効率化の検討
- ・官民連携、民間委託などによる事務の合理化
- ・「公共施設総合管理計画」の適正な推進
- ・地方分権や地域課題に応じた行政機構の見直しと定員管理の適正化

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和 7 年度)	目標値 (令和 12 年度)
電子申請が可能な手続き数	15 件	35 件	200 件





## (4) 健全な行政運営の推進と広域行政への対応

### 現状と課題、今後の方向性など

・地方分権の進展にともない、行財政運営に対する説明責任がより一層求められるとともに、積極的な財政情報の開示が求められています。また、国・地方ともに厳しい財政状況が見込まれる中、「町単独で持続できる行財政体質」を築くため、計画的かつ健全な財政運営を行うための指標となる将来を見据えた中長期的な財政計画を策定し、その計画に基づいた適正な財政運営が求められます。

・将来にわたって安定した自治体運営を行うため、住民の適正な受益と負担の関係を考慮しつつ、自治体自らの責任と判断に基づいた住民サービスを実現する必要があります。また、自主財源を中心とした歳入基盤を確立することが重要となるほか、新しいまちづくりを進めるにあたって「選択と集中」により厳選した各事業に対し、その実現を裏づける財源確保策を一体化して考える必要があります。

・自主財源確保のため、町民税や固定資産税など町税の適正・公平な課税に努めています。また、平成 27 年のからのコンビニ収納に加えて令和 5 年度からは固定資産税と軽自動車税種別割を対象に QR コードを活用した地方税お支払いサイトでの納税を開始するなど納税環境を整備し、納税者の利便性向上および期限内納付率の向上を図りました。なお、滞納者に対しては財産調査や納付相談を実施し、各々の生活状況に応じて徴収猶予制度を活用するなど滞納者の担税能力の回復につなげる一方、必要に応じて差押など滞納処分を実施し、納税秩序の維持に取り組んでいます。今後も地方税お支払いサイトの対象税目の拡大など収納率の向上に向けた取り組みを強化し、町税の安定した収入の確保に努めます。

・岐阜県および岐阜市と人事交流や職員派遣などを継続的に行い、相互連携を図るほか、平成 29 年 11 月 2 日に「岐阜連携都市圏 連携協約」を締結し、産業・公共交通・福祉・環境・教育・健康・防災の 7 分野において、岐阜市を中心とした広域行政を推進し、住民サービスの向上に努めています。近年の社会情勢の変化により住民の生活圏は飛躍的に広域化し、交通体系の整備や公共施設の相互利用など、広域的なまちづくりに対するニーズが高まりつつあり、今後、広域行政による課題の解決に向け、あらゆる分野において、連携強化を図る必要があります。また、より身近な隣接市町との定期的な協議の場を設け、共通した課題の解決に向けた事業展開を図っていきます。

## 主な取り組み

### ①透明性の高い計画的な財政運営の推進

- ・積極的な行財政情報の公開
- ・総合計画に基づく中長期財政計画の策定

### ②持続可能な財政運営の推進

- ・財源の重点かつ効率的な予算配分の推進
- ・国、県などの制度事業の効率的、計画的な活用
- ・税や保険料の適正かつ公平な徴収と受益者負担の適正化

### ③交流の活性化

- ・関係市町との人事交流事業の推進

### ④共同事業の推進

- ・公共施設の相互利用の推進
- ・住民サービスの拡充
- ・新たな広域行政サービスの検討

まちづくり指標 (重要業績評価指標 KPI)	現状値 (令和元年度)	中間値 (令和7年度)	目標値 (令和12年度)
実質赤字比率※1	赤字なし	赤字なし	赤字なし
連結実質赤字比率※2	赤字なし	赤字なし	赤字なし
実質公債費比率※3	6.4 %	8.0 %	10.0%
将来負担比率※4	81.5 %	90.0%	100.0%
町税収納率	95.9 %	96.1%	96.3 %

※1 実質赤字比率：一般会計などの実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

※2 連結実質赤字比率：一般会計な道路網の整備に、国民健康保険事業特別会計などの特別会計や水道事業会計を加えた収支合計における実質赤字額の標準財政規模に対する比率。

※3 実質公債費比率：一般会計などが負担する借入金の返済額や、これに乗じる額の標準財政規模（町税や普通交付税などの財源の規模）に対する比率の3か年平均値。その団体として、どのくらいを借金の返済に充てているかなどの割合で、この比率が高まるほど財政の弾力性が低下し、一般会計などの資金繰りの危険度を示す指標。

※4 将来負担比率：地方公共団体の一般会計などが将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比

